

## 春の交通安全運動

(月)から20日(火)までの10日間実施されました。

初日の5月11日(月)には内船駅前で黄色い羽根の配付、国道52号線道の駅「とみざわ」前で街頭指導が南部警察署、南部交通安全協会、安全運転管理者協議会、県・町交通指導員、地域交通安全活動推進委員、交通安全母の会連合会の皆さんとの協力により実施されました。

また、FM告知放送でも児童による交通安全の呼びかけを行いました。

交通安全運動期間は終わりましたが、年間を通しての安全運転を心がけていたとき、無事故で安全な町づくりを推進しました。



安全運転を呼びかけました



真剣な表情でした



佐野町長の講話



見入っていました

## 南部町消防団 部長・新入団員講習会

6月4日(木)『南部町消防団部長・新入団員講習会』が役場本庁舎で行われました。

各部部長、新入団員を対象として消防防災に係る職務に必要な心構えや使命感、基礎的知識、技能を習得し安全かつ能率的に活動を遂行できるよう災害現場への適応能力を身につけ、団員としての資質向上を図ることを目的として、講師に峡南消防本部中部消防署南分署の遠藤教官・望月教官を迎えて講習が行われました。

規律・災害現場での活動と安全確保、消防団の現状や今後の充実強化などの内容で講習が行われ各部部長、新入団員は真剣に聞き入っていました。

なんぶいきいき大学は、来年二月まで毎月一回、様々な内容で学習会を開催していますので、どなたでもお気軽にご参加ください。

**内容・開催日等のお問い合わせは、生涯学習課 64-13115(直通)**

へお願いします。

## なんぶいきいき大学 「花が思いやりの心を育てる」

5月19日(火)、なんぶいきいき大学開講式と第一回学習会が活性化センターで開かれ、約120名が参加しました。

若林四郎学長のあいさつと学生信条朗読後、佐野和広町長の講話では、二期目に対する想い、重点施策についての話に会場いっぱいのいきいき大学生が、熱心に聞き入っていました。

また、講話の後は参加者全員で軽スポーツを楽しみました。生が、熱心に聞き入っていました。また、講話の後は参加者全員で軽スポーツを楽しみました。

なんぶいきいき大学は、来年二月まで毎月一回、様々な内容で学習会を開催していますので、どなたでもお気軽にご参加ください。

内容・開催日等のお問い合わせは、生涯学習課 64-13115(直通)

へお願いします。

## 人権の花贈呈式

5月22日(金)「人権の花」贈呈式が万沢小学校体育館で行われました。

当日は峡南人権擁護委員協議会・甲府地方法務局鰍沢支局長・南部町人権擁護委員が出席し、人権(人の権利)

について腹話術・紙芝居を交えながら教室を開きました。

また、峡南人権擁護委員協議会会长より児童代表に人権の花が手渡されました。

贈呈式の後、メッセージと花の種を受けた風船を、グラウンドで飛ばしました。

この花の種がどこかで美しく咲き揃うこと願うばかりです。

# 介護保険制度について（第7回）

## 介護保険負担割合証が交付されます。

### ・介護保険負担割合証の発行

介護保険サービス利用時における自己負担額は、これまで原則1割負担でしたが、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第38号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年8月1日から一定以上の所得のある第1号被保険者（65歳以上の方）の自己負担が2割になります。（下表参照）

また、要支援、要介護認定を受けた方全員に負担割合証を発行します。8月以降に介護サービスを利用するときは、ケアマネジヤーやサービス事業所に負担割合証を提示してください。発送時期については7月下旬を予定しています。

#### ■利用者負担の要件

要支援、要介護認定を受けている 第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上（年金収入のみの場合は、年収280万円以上）	下記以外の方 同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得が ・単身は280万円未満 ・2人以上は346万円未満	2割 1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割

※要支援、要介護認定を受けている第2号被保険者（満40歳を迎える誕生日の前日が属する月から64歳までの方）は一律1割負担となります。

お問合せ 福祉保健課介護保険係 ☎ 64-4836（直通）

## 「臨時福祉給付金」が支給されます

消費税率8%への引上げによる低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するため、国から次の給付措置が講じられます。

### ○臨時福祉給付金

#### 1. 臨時福祉給付金とは…

所得の低い方々に与える負担の影響に鑑み、所得の低い方々に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給します。

#### 2. 給付対象者

平成27年度の町県民税（均等割）が課税されていない方。

※町県民税（均等割）が課税されている方の扶養親族や生活保護制度の被保護者は除く

#### 3. 給付額 給付対象者1人につき 6千円（加算措置なし）

【お問合せ】 福祉保健課 ☎ 64-4836（直通）

#### 注意事項

- ①平成27年度の町県民税（均等割）の課税状況の確認が必要となります。申告があ済みでない方は申告をしてください。
- ②申請先は基準日（平成27年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。
- ③詳細については、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。
- ④給付措置を装った振り込め詐欺などにご注意ください。

申請手続き等の詳細については、現在準備中です。決定次第、町広報誌・ホームページ等でお知らせいたします。